

平成25年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

調査時期:平成26年1月～2月

目的:県内地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者への現状把握

対象:県内19市町社会福祉協議会

調査方法:質問調査法

(郵送による送付、FAX、E-mailによる回収。調査基点は平成25年12月末現在)

山口県法人成年後見支援センター

平成25年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

■ 成年後見制度への移行が必要な利用者について

Q 1 要移行者の年齢層について

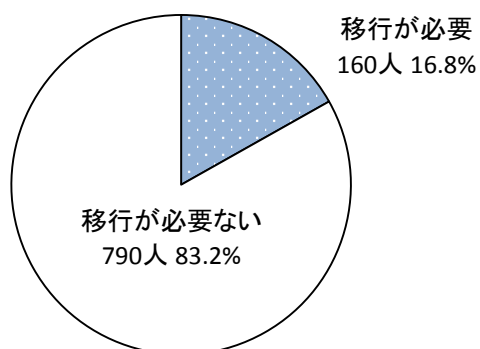
- 成年後見制度への移行が必要な利用者の人数を1人以上で回答した市町社協は14社協であり、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、阿武町の5町社協においては、移行の必要性を感じていないということであった。
- 要移行者数は、本事業全利用者950人中で160人（16.8%）である。
- 平成22年度調査時では、要移行者数は利用者912人中で312人（34.8%）であったのに対し、平成25年度調査では、割合が半数程減っている。
- 要移行者160名のうち、80歳以上の方が65名と約4割を占めており、最も多い状況となっている。なお、70歳以上の占める割合は、全体の9割以上を占めている。

市町における地域福祉権利擁護事業の利用者数 (人)

社協名	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
下関市	95	16	25	6	142
宇部市	59	23	25	19	126
山口市	62	30	30	4	126
萩市	52	21	15	11	99
防府市	5	8	9	6	28
下松市	9	3	7	1	20
岩国市	68	17	37	4	126
光市	23	7	7	1	38
長門市	12	10	15	1	38
柳井市	13	7	19	2	41
美祢市	13	8	3	5	29
周南市	37	7	23	4	71
山陽小野田市	8	6	5	3	22
周防大島町	3	3	6	0	12
和木町	2	0	0	1	3
上関町	4	1	0	0	5
田布施町	5	1	3	1	10
平生町	5	1	2	0	8
阿武町	2	1	3	0	6
合計	477	170	234	69	950

□ 表1□

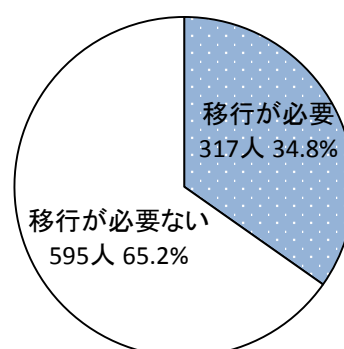
平成25年度における県内地域福祉
権利擁護事業要移行者の割合



N=950

□ グラフ1□

平成22年度における県内地域福祉
権利擁護事業要移行者の割合



N=912

□ グラフ2□

各市町社協における地域福祉権利擁護事業利用者における要移行者数・年齢別

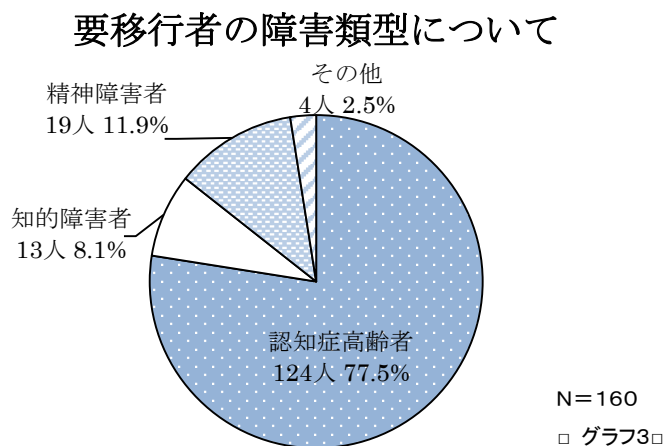
(人)

社協名	年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
下関市		0	0	0	0	1	6	14	2	23
宇部市		0	0	0	0	0	1	3	0	4
山口市		0	0	0	4	2	10	12	11	39
萩市		0	1	1	0	1	4	2	1	10
防府市		0	0	0	1	1	3	2	1	8
下松市		0	0	0	0	0	0	0	1	1
岩国市		0	1	1	0	2	11	23	10	48
光市		0	0	0	0	1	2	1	0	4
長門市		0	0	0	0	0	0	1	0	1
柳井市		0	0	1	0	1	0	0	0	2
美祢市		0	0	0	0	0	3	2	0	5
周南市		0	0	0	0	0	5	3	4	12
山陽小野田市		0	0	0	0	0	0	2	0	2
周防大島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
和木町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	1	0	0	1
阿武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	2	3	5	9	46	65	30	160

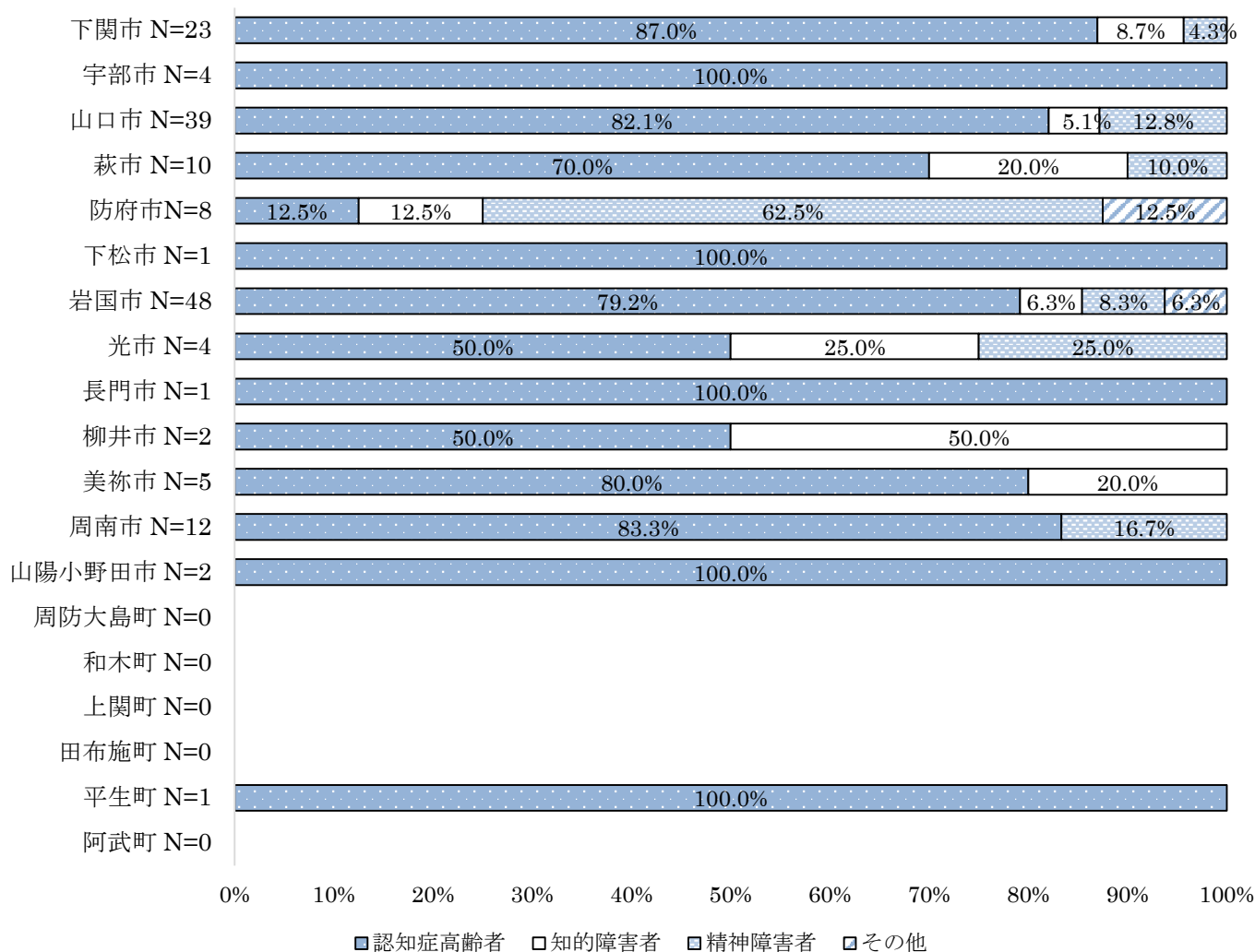
□ 表2□

Q 2 要移行者の障害類型について

- 認知症高齢者が 77.5%となっており、他の障害に比べると、認知症高齢者の占める割合が多いことが分かる。
- 認知症高齢者の割合がどの市町社協も多いが、防府市においては、精神障害者が 62.5%と最も多い状況となっている。



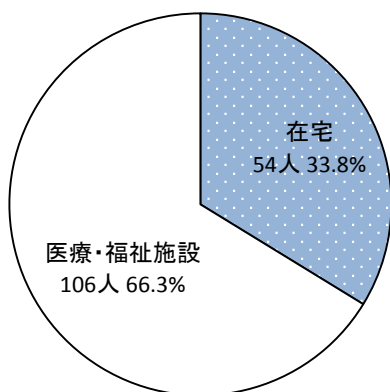
各市町社協における要移行者の障害類型について



Q 3 要移行者の居住形態について

- 医療・福祉施設の割合が 66.3%となっており、全体の約 7 割を占めていることが分かる。
- 下松市、美祢市においては、医療・福祉施設の割合よりも在宅の割合が高くなっている。

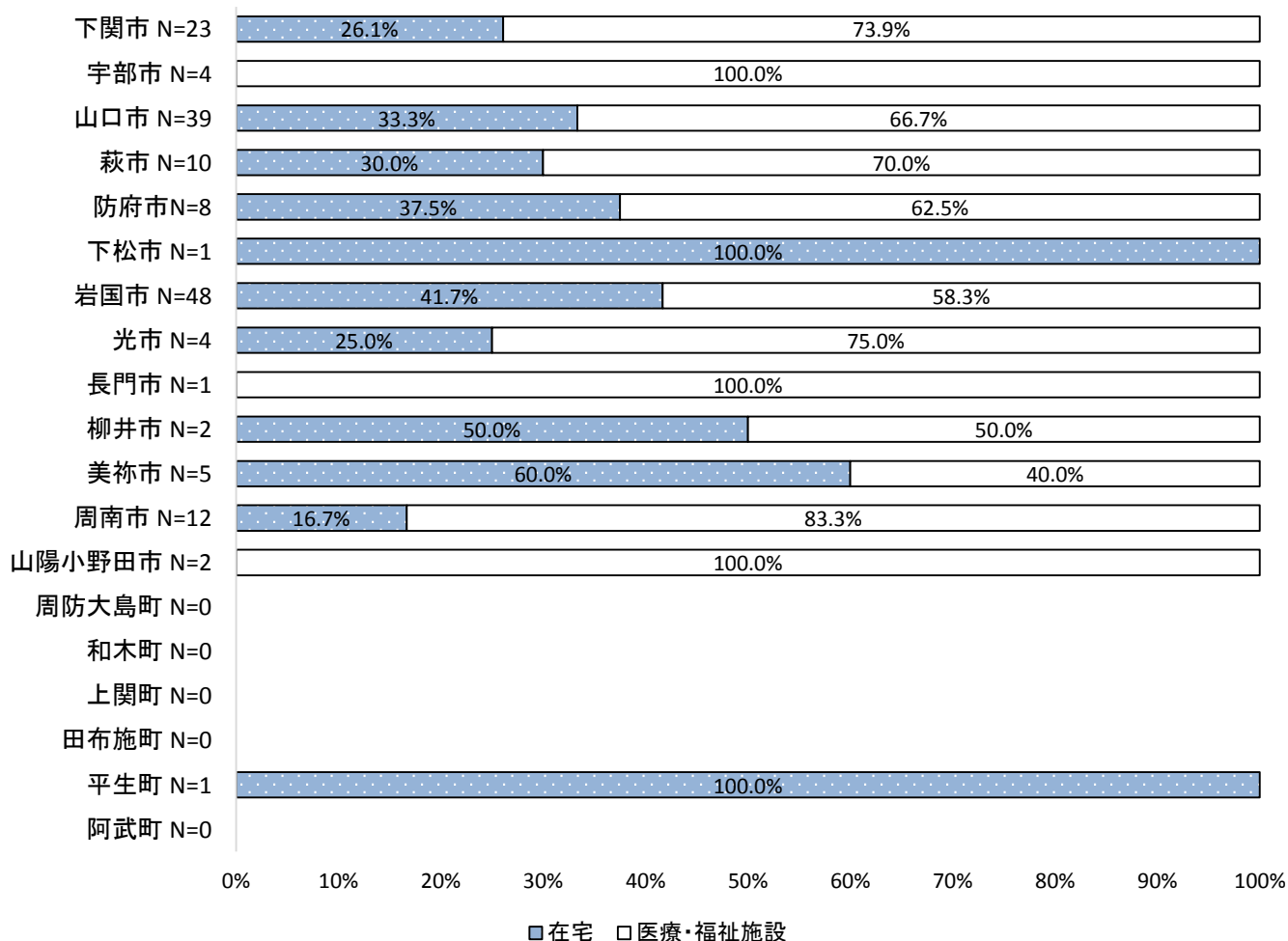
要移行者の居住形態について



N=160

□ グラフ5□

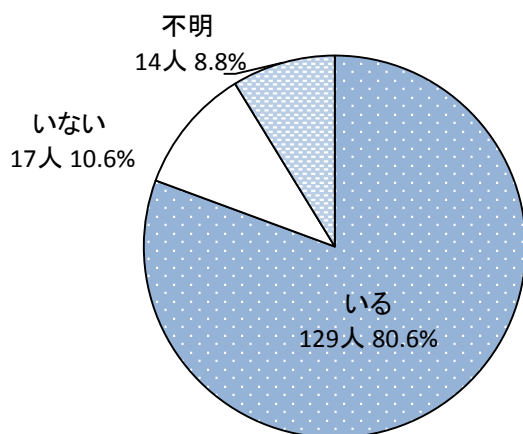
各市町社協における要移行者の居住形態について



Q 4 要移行者の親族の有無について

- 親族がいるの割合が 80.6%となっており、全体の約 8 割を占めていることが分かる。
- 山陽小野田市においては、親族がないの割合が 50.0%と割合が高く、宇部市においては、親族不明の割合が 50.0%と割合が高くなっている。

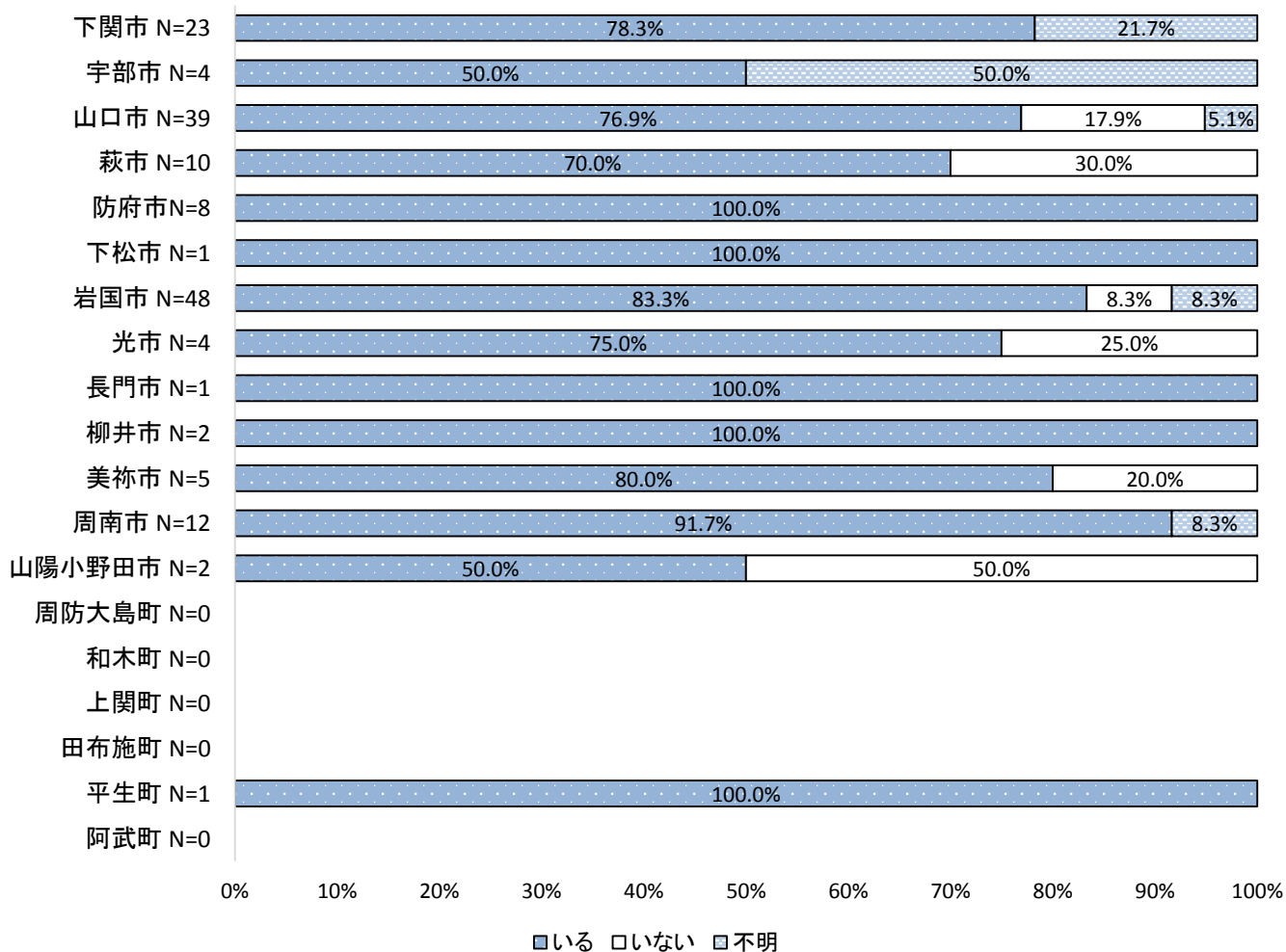
要移行者の親族の有無について



N=160

□ グラフ7□

各市町社協における要移行者の親族の有無について

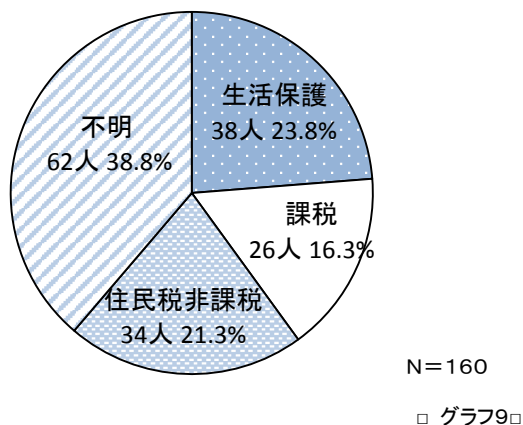


□ グラフ8□

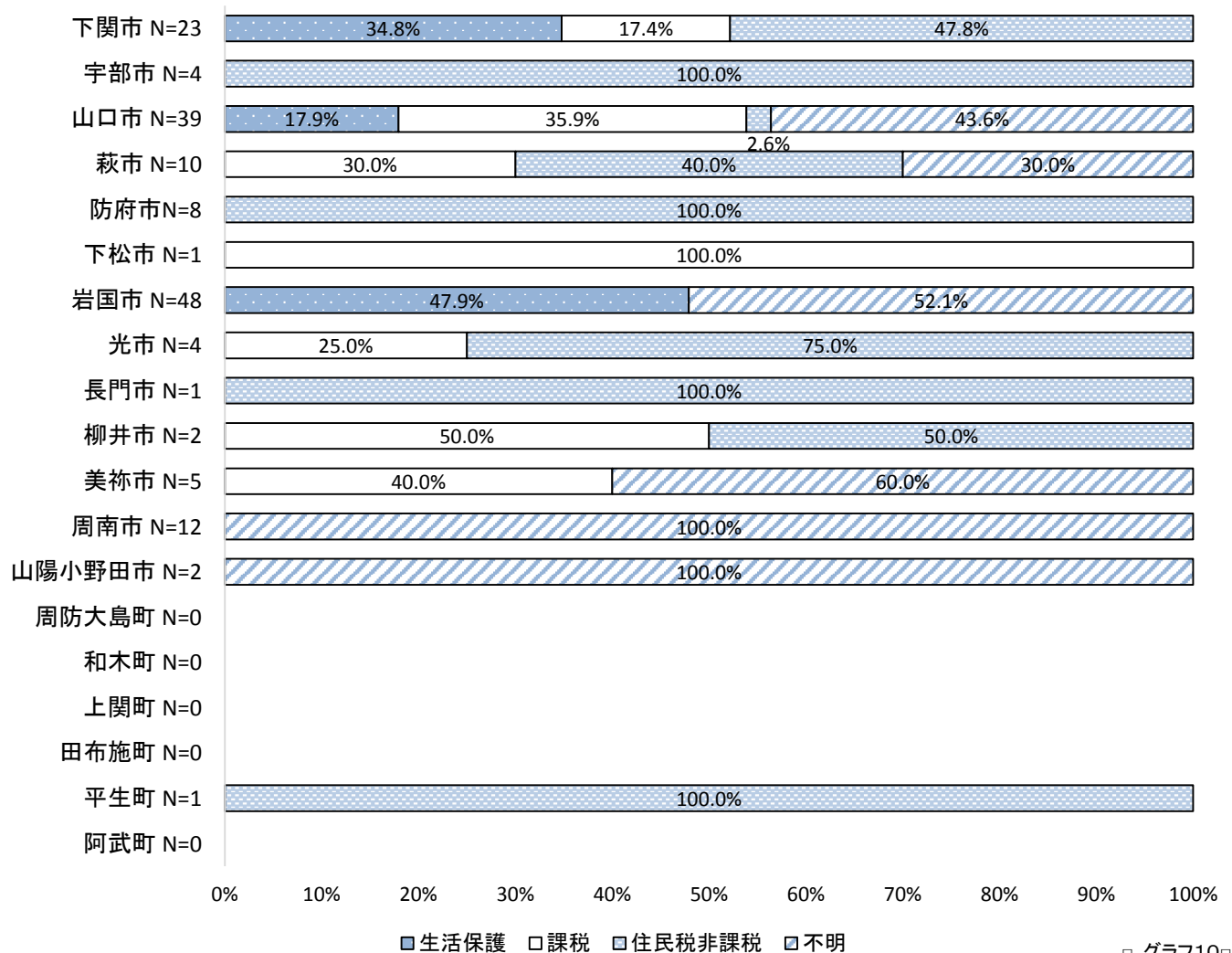
Q 5 要移行者の所得区分について

- 所得区分不明の割合が最も高く 38.8%となっており、次いで、生活保護の割合が 23.8%、住民税非課税の割合が 21.3%、課税の割合が 16.3%となっている。
- 生活保護においては、下関市、山口市、岩国市の 3 市に限られており、他市においては、生活保護の要移行者はいない。

要移行者の所得区分について



各市町社協における要移行者の所得区分について

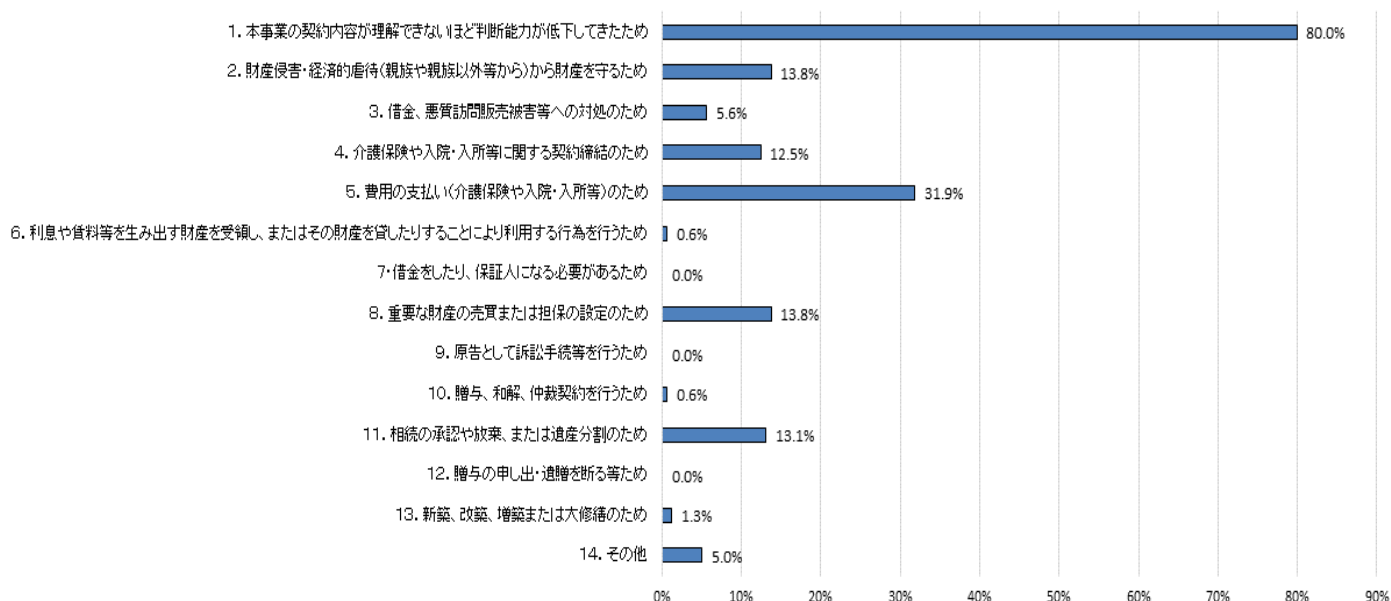


■ 成年後見制度への移行が必要な理由について

Q 6 要移行者の移行が必要な理由について

- 本事業の「契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきているため」が 128 名と最も多く、次いで、「費用の支払い（介護保険や入院・入所等）のため」が 51 名と多かった。

要移行者の移行が必要な理由について(複数回答)



□ グラフ11□

各市町社協における要移行者の移行が必要な理由について

(人)

理由	社協名									
	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	23	4	27	10	7	0	44	1	1	1
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	3	0	10	0	0	0	3	0	0	0
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	2	0	1	3	5	0	1	3	1	1
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	12	0	36	0	0	0	0	1	0	0
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	0	16	1	0	0	4	0	0	0
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	1	0	13	3	0	0	3	0	0	0
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
14. その他	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0
合計	47	4	104	18	13	1	59	5	2	3

理 由	社協名									合計
	美祢市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	3	7	0	0	0	0	0	0	0	128
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	0	5	1	0	0	0	0	0	0	22
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	0	2	1	0	0	0	0	1	0	9
4. 介護保険や入院・入所に関する契約締結のため	0	3	0	0	0	0	0	0	0	20
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	2	0	0	0	0	0	0	0	51
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7. 借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	1	0	0	0	0	0	0	0	21
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
14. その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
合計	5	21	2	0	0	0	0	1	0	285

□ 表3□

その他の記載内容

社協名	内 容
下関市	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の財産のほんの一部を管理しているが、全ての財産を管理する人がいないため。 ・解約が必要な契約行為をしているため。 ・養子縁組の話があるため。 ・家賃収入があるが支払いが滞りがちであり、借主への督促等の交渉が必要であるため。
下松市	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は高額な預貯金(1,500万円程度)及び居住用の不動産(土地・家屋)があり、社協が責任を負う範囲を超えていると考えられるため。
美祢市	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の記憶が持続しないため。
防府市	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の財産が高額なため。

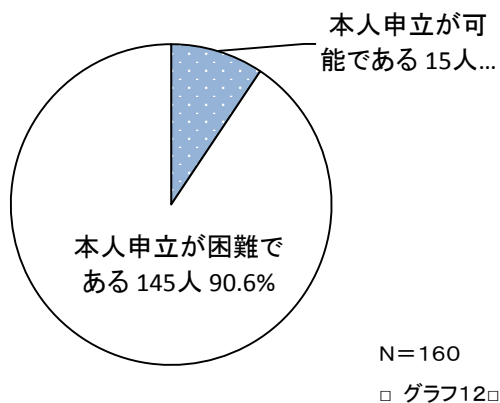
□ 表4□

■ 要移行者の申立について

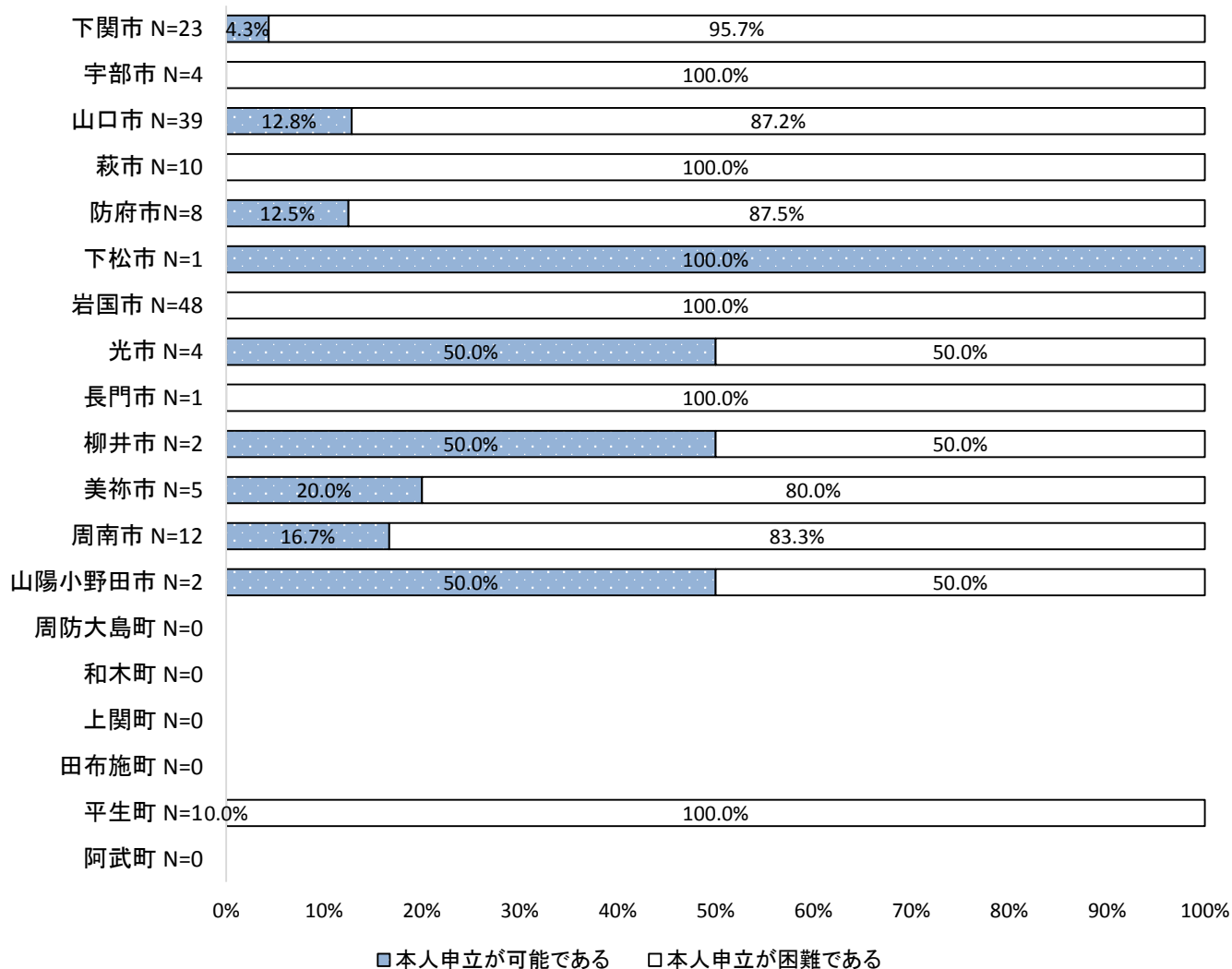
Q 7 要移行者の本人申立の状況について

- 本人申立が困難の割合が 90.6%となっており、ほとんどの要移行者が、申立が困難であることが分かる。

要移行者の本人申立の状況について



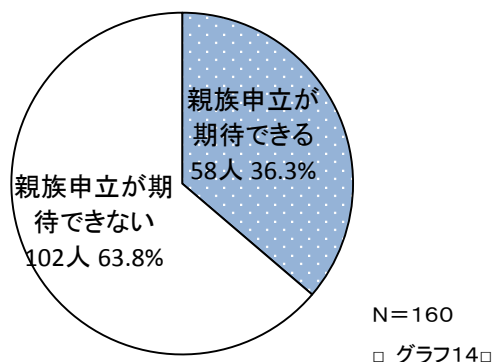
各市町社協における要移行者の本人申立の状況について



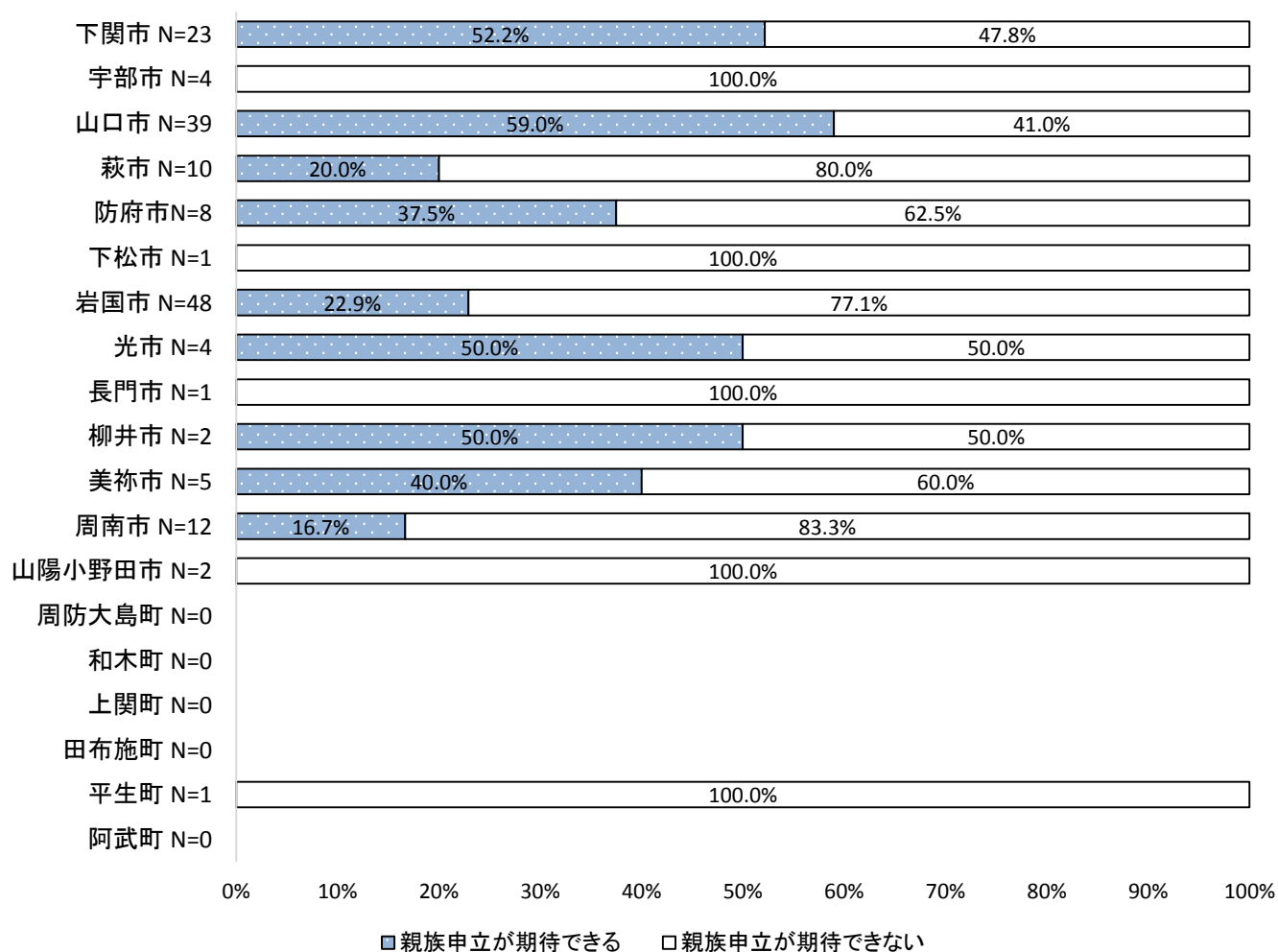
Q 8 要移行者の親族申立の状況について

- 親族申立が期待できないケースの割合は 63.8%となっており、要項移行者の 6 割は親族申立の期待が出来ない状況である。
- 親族申立が期待できるケースにおいて、山口市が 59.0%と最も多く、次いで、下関市 52.2%となっている。

要移行者の親族申立の状況について



各市町社協における要移行者の親族申立の状況について

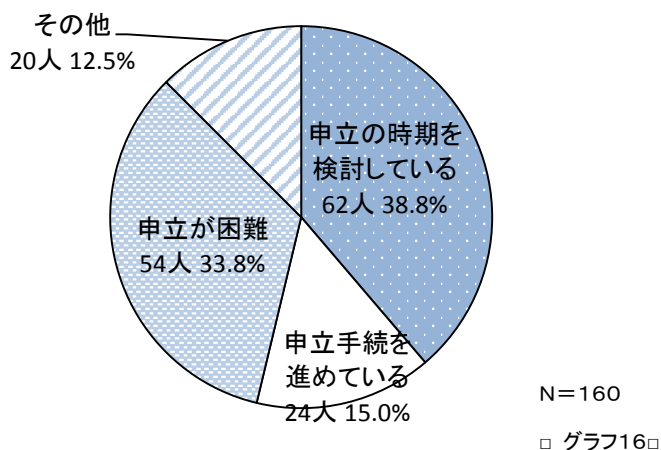


□ グラフ15□

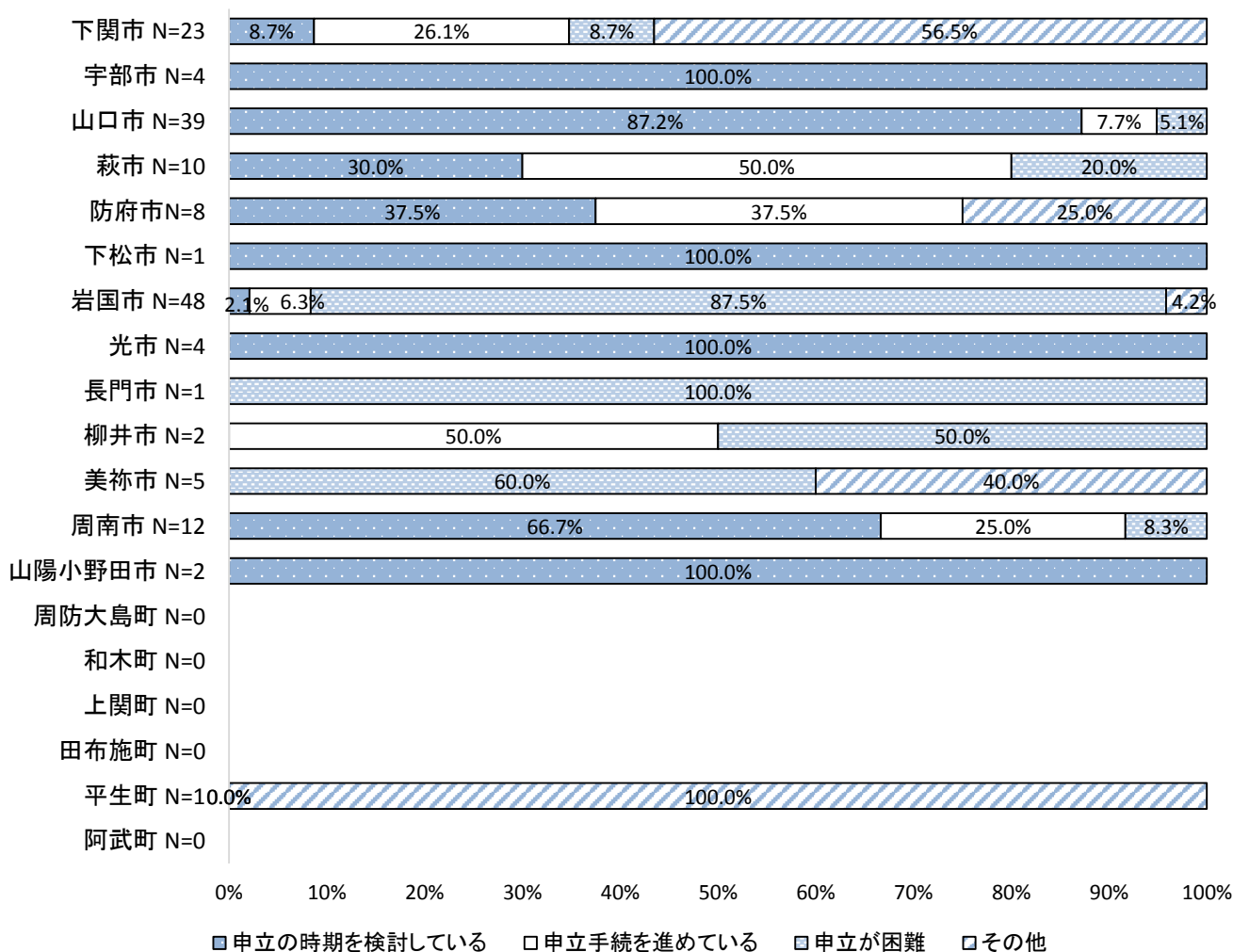
Q9 現在の申立状況について

- 申立の時期を検討しているケースの割合が38.8%と最も高く、次いで、申立が困難なケースの割合が33.8%となっている。
- 申立の時期を検討しているケースの割合が最も高いのは、宇部市、下松市、光市、山陽小野田市で100%となっており、次いで、山口市で87.2%となっている。

現在の申立状況について



各市町社協における現在の申立状況について



その他の記載内容

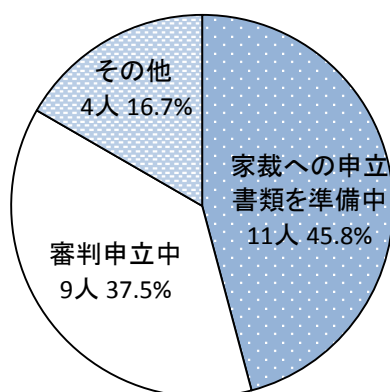
社協名	内 容
下関市	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力は厳しいが日常的な金銭管理は行えており、成年後見制度の移行の手続きを進めていないため。 ・親族に成年後見制度への移行が必要な旨は説明をしているため。 ・判断能力は厳しいが親族の支援もあって日常的な金銭管理は行えており、成年後見制度の移行の手続きを進めていないため。 ・親族が後見人になるという任意後見の公正証書を作成しているが、後見が開始されない(親族が権利擁護の継続を希望)ため。 ・市長申立てを依頼したが、本人の状況が「補助」程度であり、鑑定が必要となると言われる。鑑定費用等かかるため、現状維持を判断したため。
岩国市	<ul style="list-style-type: none"> ・親族が家裁に申立てを行ったが、家裁より後見の必要性について問われ、現在保留中のため。 ・自宅立ち退きの必要が生じ家裁に申立てを行ったが、「補助」判断力ありのレベルと判断され、別の方法で進めることとなったため。
美祢市	<ul style="list-style-type: none"> ・市や親族と申立を検討したが、進んでいないため。
防府市	<ul style="list-style-type: none"> ・親族と申立について調整中のため。 ・入院中の医療機関と申立について調整中のため。

□ 表5□

Q10 申立手続の状況等について

- 家裁への申立書類を準備中の割合が 45.8%と最も高く、次いで、審判申立中が 37.5%となっている。
- 家裁への申立書類を準備中の割合が最も高いのは、岩国市、柳井市で 100%となっており、次いで、下関市、周南市で 66.7%となっている。

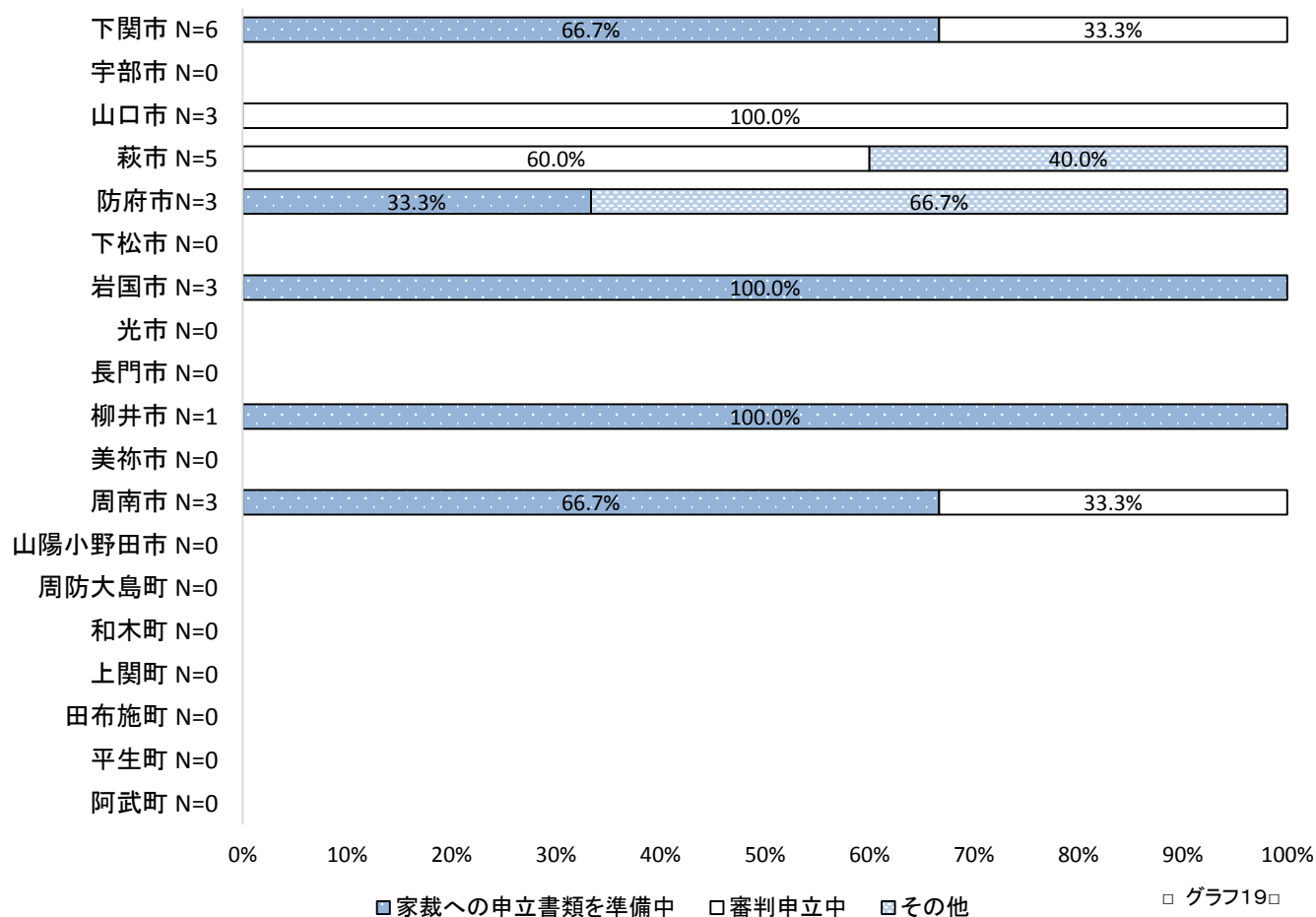
申立手続の状況等について



N=24

□ グラフ18□

各市町社協における申立手続の状況等について



その他の記載内容

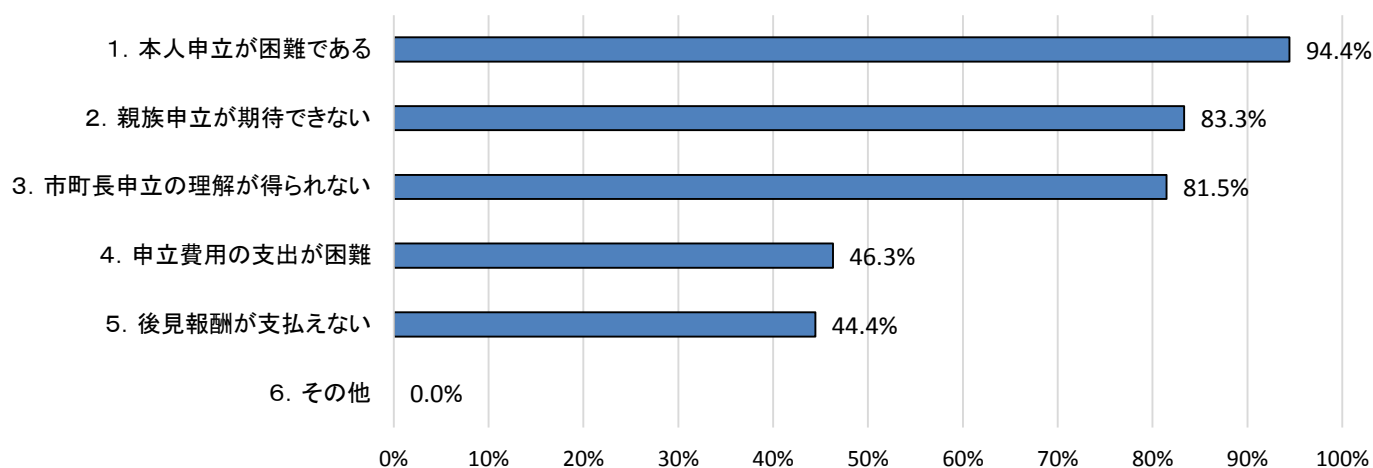
社協名	内 容
萩市	・審判の決定が下りるのを待っている状況であるため。
防府市	・市長申立について市の担当者と相談中のため。

□ 表6□

Q11 申立が困難な理由

- 本人申し立てが困難であるケースが 51 人と最も多く、次いで、親族申立が期待できないが 45 人、市町長申立の理解が得られないが 44 名となっている。
- 岩国市においては、要移行が必要な 54 名中 42 名が申立困難な状況であり、他市に比べると非常に多い。

申立が困難な理由(複数回答)



□ グラフ20□

各市町社協における申立が困難な理由(複数回答)

(人)

社協名	理由	1. 本人申立が困難である	2. 親族申立が期待できない	3. 市町長申立の理解が得られない	4. 申立費用の支出が困難	5. 後見報酬が支払えない	6. その他	合計
下関市 N=2		0	0	2	0	0	0	2
宇部市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
山口市 N=2		2	2	0	0	0	0	4
萩市 N=2		2	2	0	1	0	0	5
防府市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
下松市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
岩国市 N=42		41	36	42	22	22	0	163
光市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
長門市 N=1		1	1	0	0	0	0	2
柳井市 N=1		1	1	0	0	0	0	2
美祢市 N=3		3	2	0	2	2	0	9
周南市 N=1		1	1	0	0	0	0	2
山陽小野田市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
周防大島町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
和木町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
上関町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
田布施町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
平生町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
阿武町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
合計		51	45	44	25	24	0	189

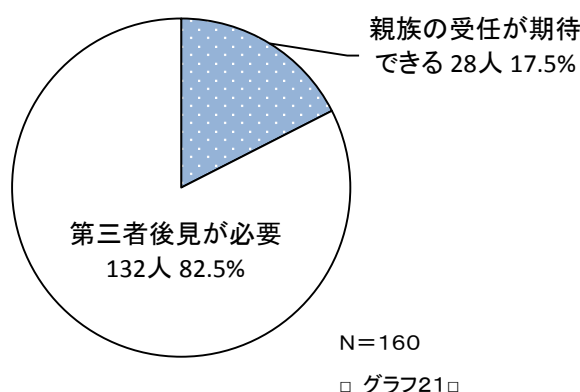
□ 表7□

■ 要移行者における声援後見人等の受け皿について

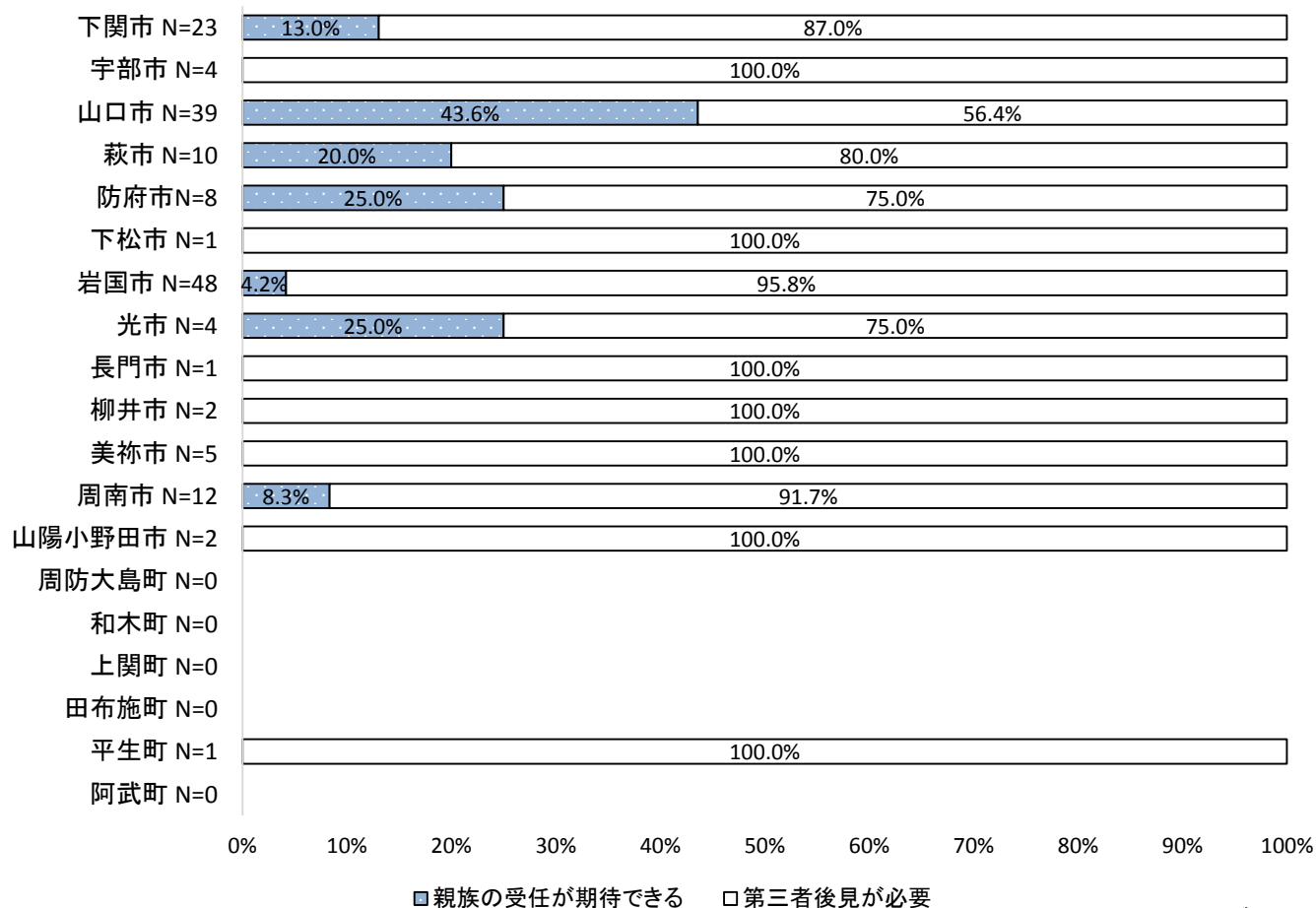
Q12 要移行者の成年後見人等の受け皿について

- 第三者後見が必要の割合が 82.5%となっており、要項移行者の 8 割は第三者後見が必要な状況である。
- 親族の受け皿が期待できるケースの割合が元も高いのは、山口市で 43.6%となっており、次いで、防府市、光市で 25.0%となっている。

要移行者の成年後見人等の受け皿について



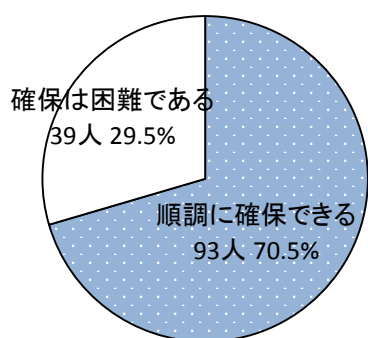
各市町社協における要移行者の成年後見人等の受け皿について



Q13 要移行者の成年後見人等の受け皿について

- 第三者の受け皿を順調に確保できるの割合が 70.5%となっており、要項移行者の 7 割は第三者の受け皿が確保できている状況である。
- 第三者の受け皿の確保が困難なケースの割合が元も高いのは、美祢市で 100%となっており、次いで、周南市で 81.8%となっている。

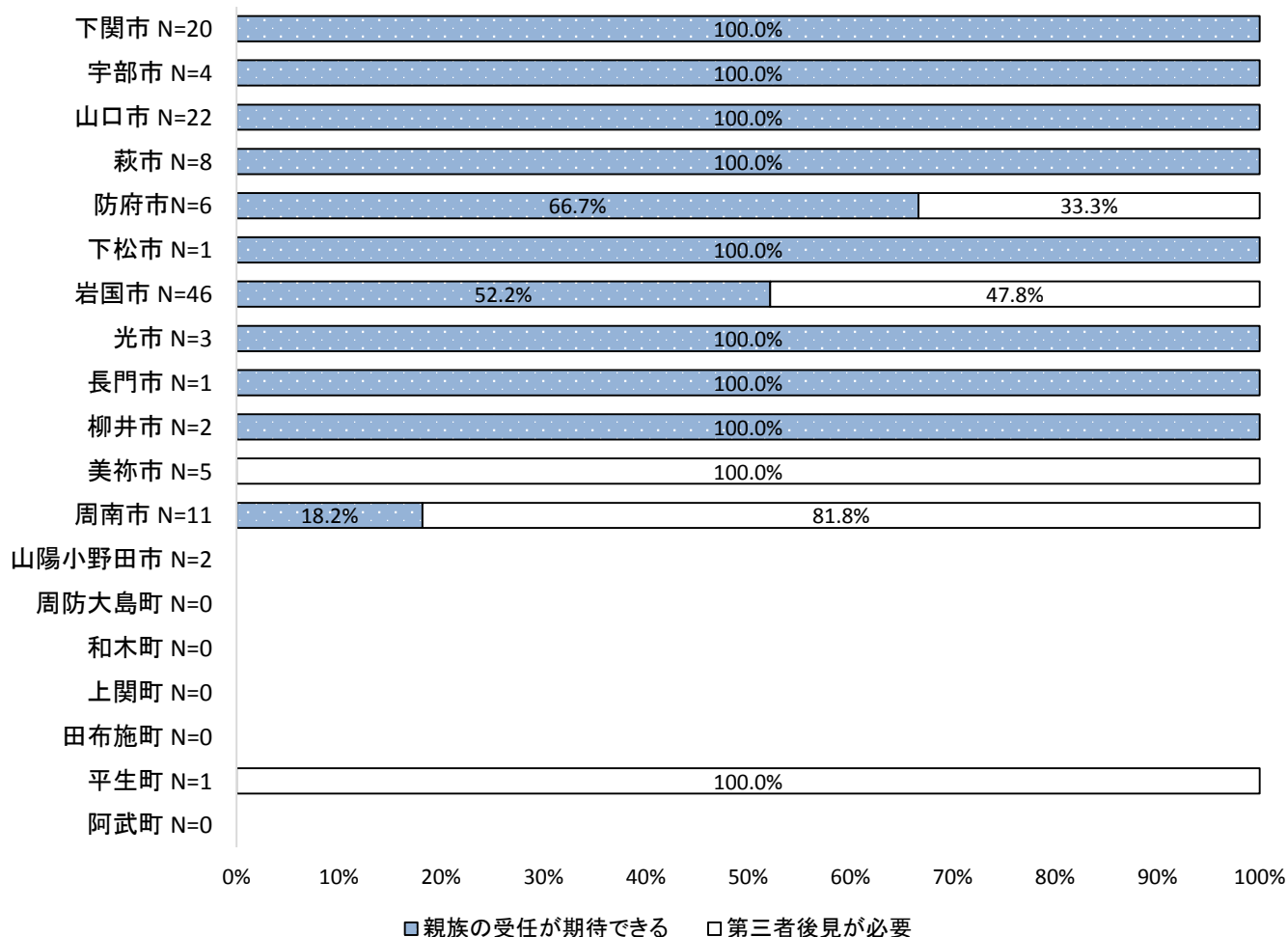
第三者後見の受け手の確保を行うにあたり 予想される状況について



N=132

□ グラフ23□

各市町社協における第三者後見の受け手の確保を 行うにあたり予想される状況について

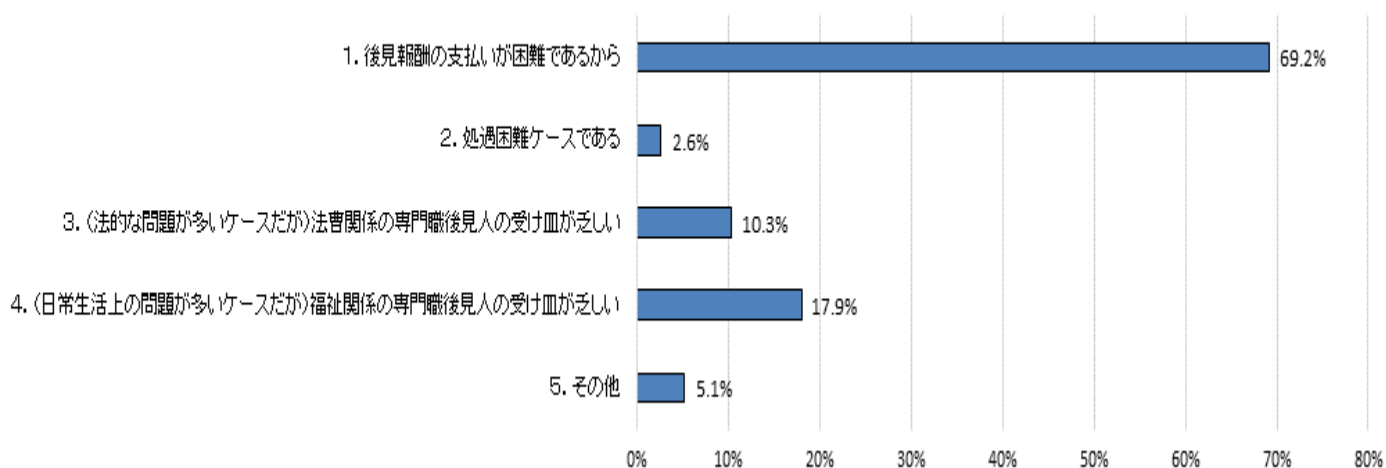


□ グラフ24□

Q14 第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について

- 第三者の受け手の確保が困難と思われる理由について、後見報酬の支払いが困難であるからが最も多く 27 人、次いで、福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しいが 7 人となっている。
- 岩国市においては、要移行が必要な 48 名中 22 名が第三者の受け手の確保が困難な状況であり、他市に比べると非常に多い。

第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について



□ グラフ25□

各市町社協における第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について (人)

社協名	理由	1. 後見報酬の支払いが困難であるから	2. 処遇困難ケースである	3. (法的な問題が多いケースだが) 法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	4. (日常生活上の問題が多いケースだが) 福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	5. その他	合計
下関市		0	0	0	0	0	0
宇部市		0	0	0	0	0	0
山口市		0	0	0	0	0	0
萩市		0	0	0	0	0	0
防府市		0	0	0	0	2	2
下松市		0	0	0	0	0	0
岩国市		22	0	0	0	0	22
光市		0	0	0	0	0	0
長門市		0	0	0	0	0	0
柳井市		0	0	0	0	0	0
美祢市		2	0	0	3	0	5
周南市		2	0	4	4	0	10
山陽小野田市		0	0	0	0	0	0
周防大島町		0	0	0	0	0	0
和木町		0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0
平生町		1	1	0	0	0	2
阿武町		0	0	0	0	0	0
合計		27	1	4	7	2	41

□ 表8□

その他の記載内容

社協名	内容
防府市	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度への移行に対して、入院中の医療機関と意識統一を図る必要があるため。 ・親族が成年後見制度利用は高額費用がかかることを理由に、第三者後見を拒否されているため。 ・防府市社協で法人後見受任をする対象者の要件から、外に適切な後見人を得られるかまずは検討する必要があるため。

□ 表9□